

令和2年度第1回 農村まるごと保全技術研修会における質問に対する回答

1	質問	<p>「本年度の対策取組の留意事項(資料2)」の中で、P6のQ1の「返還しなくて良い。」と、P7のQ6の「みなさんの農地・農業用施設を保全管理するためにも大切な交付金ですから、以下の活用例を参考に、有効に活用していただけるよう検討をお願いします。」との文言は、「新型コロナウイルス感染症のため活動が実施できなかったため、使い切れなかった交付金は、次年度に持ち越してください。」という意味として理解してよろしいですか？</p> <p>この場合翌年度には、1回目の交付金が支払われるまでに持越金は使わなければならないですか？</p>
	回答	<p>新型コロナウイルス感染症のため、本来予定していた活動の中止を余儀なくされ、支出できなくなった交付金については、P7の活用例により活用を検討をしてください。</p> <p>この際、活用しきれなかった交付金は、次年度に持越をしていただいて結構です。</p> <p>ただし、当初予定していない活動に支出する場合は、活動計画書の変更が必要であると共に、持越をされる場合は、交付金が支出されるまでの活動資金として、「持越資金計画申出書」を作成し各市町の担当課へ提出してください。</p> <p>(補足：農地維持支払交付金および資源向上支払(共同)交付金については、次年度の交付金の交付が行われるまでに行う活動の運営資金が持越可能となっているため、できる限り4月～6月までの間に支出できるよう検討をお願いします。)</p>
2	質問	<p>例えば、研修会場までの移動時間は、日当の支出の際の算定時間としても良いですか？</p>
	回答	<p>総会等での構成員の承認が必要ですが、研修会場までの純粋な移動時間は、研修参加者の時間を拘束することになることから鑑み、日当の対象としても支障ないものと考えます。</p> <p>但し、昼食時間や休憩時間は控除し、真に移動に要する時間のみとしてください。</p> <p>また、承認の内容は議事録等に記録として残してください。</p>
3	質問	<p>本年度は、4月に総会の計画をしていましたが、急遽国からの緊急事態宣言が出されたことを受け、構成員の招集を取りやめ書面表決とし、議事案件の全ての賛否をとった結果を構成員に通知しました。</p> <p>しかし、総会を実際には開催していないので、通常の議事録がありません。どのようにすればいいのですか。</p>
	回答	<p>今年度については、構成員に対し総会議事案件の全てについて、書面により賛否を問うていただくことも総会開催の代替措置として認められています。</p> <p>したがって、書面議決の結果(議案書および賛否数等の資料)については、とりまとめた後、構成員全員に回覧等により周知いただくとともに、実績報告書に書面議決の結果にかかる資料と結果を構成員全員に周知したことがわかる資料(回覧時の案内文等)を添付してください。</p>